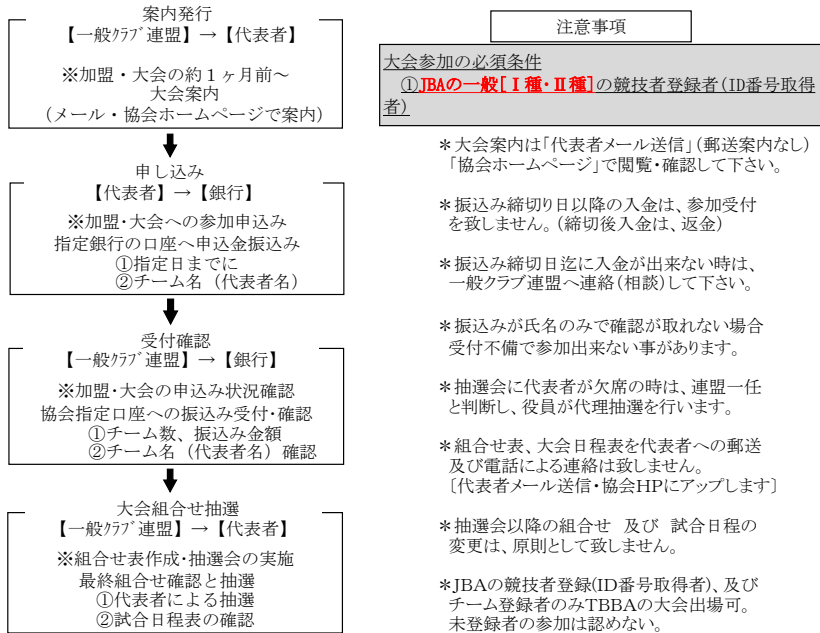


【一般クラブ連盟】 規約

2024改定

- 第1条 一般クラブ連盟(以下「一般」)は、豊田市バスケットボール協会(以下「協会」)の会則に基づき、活動する。一般は、社会体育に貢献し、協会の会則 第三章 第5条、及び同条6項を遵守し、管理・運営を義務とする。一般のチーム、及び個人の加盟に関する規定は、加盟・脱会規定に準ずるものとする。
- 第2条 一般には、次の役員をおく。
 1. 連盟長 [1名] 4. 総務委員長(事務局) [1名] 7. 総務委員 [若干名]
 2. 副連盟長 [1名] 5. 競技・運営(報道)委員長 [1名] 8. 競技・運営委員 [若干名]
 3. 会計 [1名] 6. 審判委員長 [1名] 10. 審判委員 [若干名]
- 第3条 一般の役員の任期は、2年間とする。但し、留任を妨げない。役員が不足した場合は、任意に役員の補充をするものとする。
- 第4条 一般には次の機関をおき、定期 及び、臨時に開催する。
 1. 定期総会 2. 定期役員会(施行機関) 3. 代表者会議(議決機関) 4. 臨時役員会(緊急機関)
- 第5条 一般の加盟チームは、必ず チーム代表者(以下「代表者」)をおき、一般に届け出ることを義務付ける。代表者は豊田市在住、又は在勤の満18歳以上の者で、チームの選手管理等の全責任を負うものとする。代表者は一般の開催する総会、並びに代表者会議に出席することを義務付ける。代表者は選手を加盟させる場合、加盟規定 第2条、会計規定 第2条に基づいて手続きをする。代表者は一般の主催する大会や行事に停滞なく、参加有無の意志表示をすること。
- 第6条 **一般はJBAの一般(I種、又はII種)に登録した選手以外の大会参加を認めない。また、2重選手登録や選手の貸借等を禁止する。この違反に対しては、臨時役員会を経て、出場停止等の処分を科すものとする。**
- 第7条 一般への加盟、及び大会への参加申し込みについては、次の要領を原則とする。〔未登録チームは、除く〕

チーム年度加盟・大会参加の申込み方法(会費の口座振込み要領)



- 第8条 一般クラブ連盟は、災害等の危機管理対応として、役員の臨時緊急組織隊を編成するものとする。
- 第9条 一般クラブ連盟の規約は、2014年(平成26年)4月5日より制定・施行する。
 【改定】 2016年(平成28年)4月2日(第1回)
 2019年(平成31年)4月13日(第2回)
 2020年(令和2年)4月1日(第3回)
 2024年(令和6年)4月1日(第4回)

【一般クラブ連盟】 大会運営規定

2024改定

- 第1条 一般の大会は、トーナメント戦方式による市民総合体育大会(体協主催)とリーグ戦方式の市民選手権リーグ大会(一般主催)の2大会を原則として開催し、参加資格条件として、規約 第6条に準ずる。
- 第2条 市民総合体育大会のトーナメント戦方式に限り、シード権を採用する。〔前年度の市民総合体育大会に於ける成績上位チーム〕参加するチーム数によりシード権の枠数を次の通りとする。
- | | | | | |
|------|--------|-----------|------------|---------|
| 参加数 | 8チーム以下 | 8～16チーム以下 | 16～32チーム以上 | 32チーム以上 |
| シード枠 | 2 | 4 | 8 | 16 |
- 第3条 試合の棄権は、原則として認めない。やむなく棄権する場合は、必ず一般クラブ連盟に連絡する事を義務とし、連盟長の承諾を得る事を義務付ける。また、各チームは指定試合の審判、及びにオフィシャルを義務とする。
- 第4条 第3条の棄権、並びに義務違反については、以下の罰則金、及び処分を科すものとする。
- | 項目 | 棄権 及び 義務の違反(届け出の有無等) | 罰則金 | 処分 |
|----|--|-----|------------|
| 1 | 指定試合の前日(土曜日)21時迄に一般クラブ連盟の役員に棄権連絡を行い、一般クラブ連盟長の承諾を得た場合の棄権(規定届け出) | 0円 | 無し |
| 2 | 指定試合の前日(土曜日)21時以降から当日試合迄に一般クラブ連盟の役員に棄権連絡を行い、一般クラブ連盟長の承諾を得た場合の棄権(事前届け出) | 0円 | 注意 |
| 3 | 指定の試合開始時、コートに5人いない場合の棄権(不成立) | 0円 | 警告 |
| 4 | 指定の試合開始時、コートに1人もいない場合の棄権(無届け) | 1万円 | 次年度同大会出場停止 |
| 5 | 指定する試合の帯同審判の責務を怠った時(登録外者の審判も同等) | 1万円 | 指定試合の審判義務 |
| 6 | 指定する試合のオフィシャルの責務を怠った時(2名以下の場合) | 1万円 | 指定試合のTO義務 |
| 7 | 指定する試合のサブオフィシャルの責務を怠った時(2名以下の場合) | 1万円 | 指定試合のTO義務 |
- 尚、罰則金の一部は、審判・オフィシャルの代行を務めた者、またはチームには謝礼を支払うものとする。
 ※罰則金、及び処分については、書面通達(通達書)とする。
 ※違反が重複した場合は、全ての罰則金、及び処分を適用する。
- 第5条 第4条の違反により通達を受けたチームが罰則金、並びに処分を果さない場合は、次の処分を科すものとする。
 1. 第4条 第4項の無届け違反を再犯するチームは、『チーム登録抹消』とする。
 2. 第4条 第5項、第6項、第7項の義務違反を再犯するチームは、『次年度チーム登録停止』とする。
 3. 通達処分を受けたチームの選手・チームスタッフの移籍や新規追加は、処分期間中は出来ないものとする。
 4. 通達処分を受けたチームが指定された期日までに罰則金や処分の処置がない場合は、役員会を経て処分する。
 5. 上記の処分をしばしば行なう、または守れないチームは、役員会を経て『無期限チーム登録抹消』とする。
 6. その他、大会運営上の著しいマナーやモラルの違反があった場合は、役員会を経て処罰を科すものとする。
- 第6条 スポーツマン精神に欠ける行為(暴力・暴言等)や協会事業の健全な普及、発展を妨げる行為 並びに、非協力的な行為については、役員会を経て 次の様な処分を科すものとする。
- | 項目 | 及び暴力行為の内容 | 処分 |
|----|---------------------|---------------------|
| 1 | 選手・審判に対する暴言、侮辱発言 | JBAのルールに基づく |
| 2 | 選手間の暴力行為 | JBAのルールに基づく |
| 3 | 審判に対する暴力行為 | チーム及び、選手の出場停止(次大会) |
| 4 | 試合中の危険行為(椅子の投入、投石等) | チーム登録及び、選手登録禁止(1年間) |
| 5 | 試合中の危険行為(銃刀物の持ち込み等) | チーム登録及び、選手登録抹消 |
| 6 | 3・4・5項による暴力傷害行為 | チーム登録及び、選手登録抹消 |
| 7 | 体育館内における民事・刑事事件行為 | チーム登録及び、選手登録抹消 |
- 第7条 第5条・第6条の処分を受けたチーム、及び選手は次年度において、新規登録・継続、並びに移籍は出来ない。この違反に対しては役員会を経て、処分を科すものとする。〔最大で「無期登録抹消」、又は「無期出場停止」〕
- 第8条 一般クラブ連盟の大会注意事項では一部ローカルルールを採用し、それに準じて大会運営を図る。チームはユニフォーム(濃・淡の上下同色同形〔長袖禁止〕※リバーシブルは可)を所有し、試合での着用を義務付ける。ユニフォームや審判の服装についてはTBBA規定に準ずる事を義務付ける。
- 第9条 大会会場のルールに従う事を義務付ける。〔土足禁止、ゴミやたばこは全て各自持ち帰り処置〕
- 第10条 一般では、団体・個人のスポーツ傷害保険等に加入しないものとし、試合中のケガ等については、一切の責任を負わないものとする。但し、出来る範囲での応急的処置等の協力を行うものとする。
- 第11条 大会注意事項や規定については、大会毎に通達、または掲示するものとする。
- 第12条 各大会の競技は、全日数の大会終了後、最終順位の決定を持って成立するものとする。尚、大会の運営や成立が困難になった場合は、役員会の協議を経て決定する。
- 第13条 この大会運営規定は、1993年(平成5年)4月24日より施行する。
- 【改定】 1998年(平成10年)4月26日(第1回) 2009年(平成21年)4月19日(第6回) 2016年(平成28年)4月2日(第11回)
 2000年(平成12年)4月22日(第2回) 2010年(平成22年)4月18日(第7回) 2017年(平成29年)4月8日(第12回)
 2001年(平成13年)4月21日(第3回) 2012年(平成24年)3月25日(第8回) 2019年(平成31年)4月13日(第13回)
 2003年(平成15年)4月20日(第4回) 2013年(平成25年)4月6日(第9回) 2020年(令和2年)4月1日(第14回)
 2007年(平成19年)4月15日(第5回) 2014年(平成26年)4月5日(第10回)